

# 通関士試験科目の一部免除申請の方法

## 1. 「通関士試験科目の一部免除通知書」をお持ちの方

通関士試験科目の一部免除通知書の写しが必要です。  
原本を送らないでください。

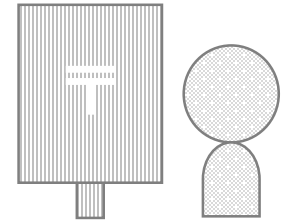
①受験願書

②受験票

③通関士試験科目の一部免除通知書 **(写)**

受験票への切手貼付をお忘れなく。

出願

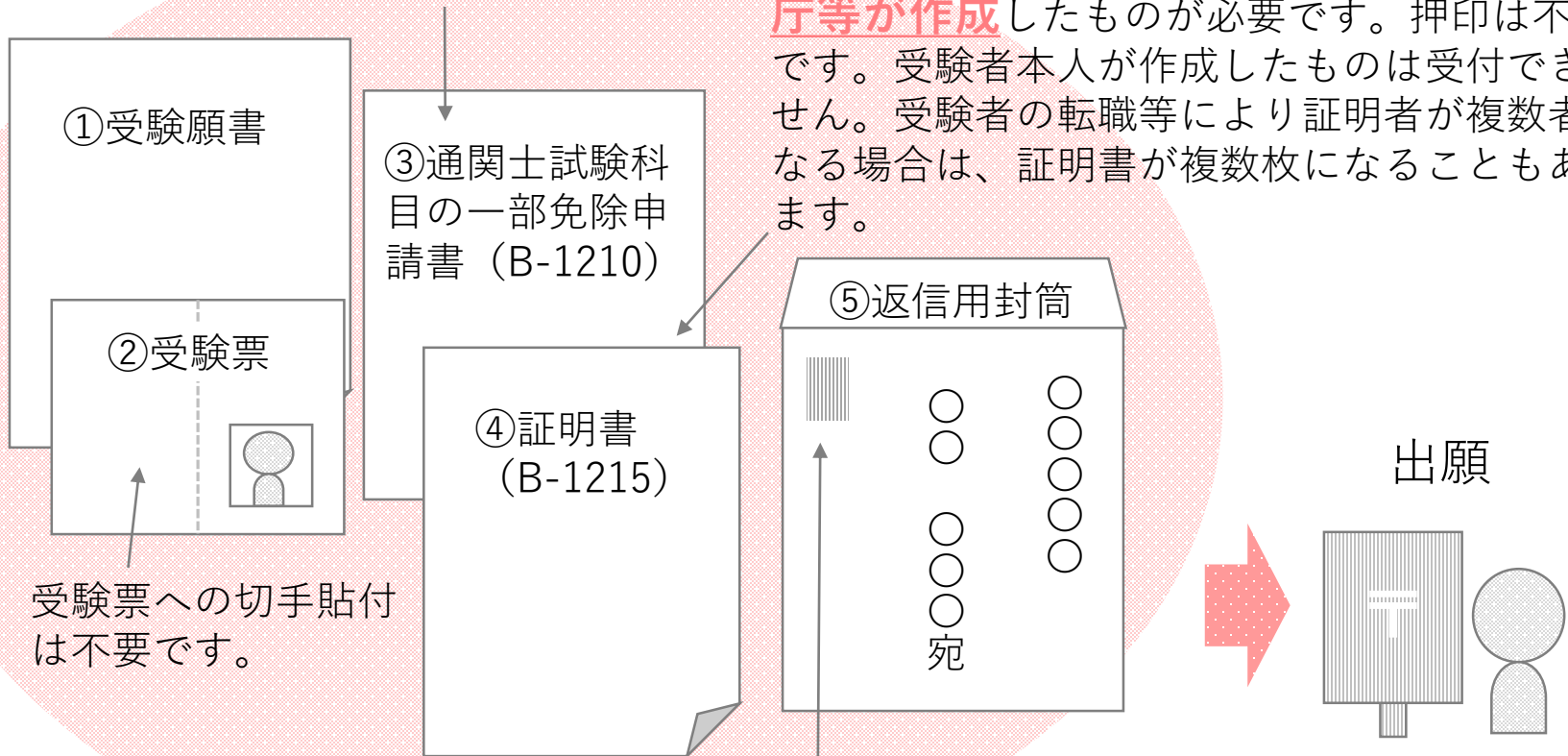


※通関士試験科目の一部免除通知書とは、試験科目の一部免除申請を行った後、税関から発行される通知書のことです。通知書をお持ちでない方は2の手続きをご覧ください。通関士試験科目の一部免除通知書に有効期限はありません。

# 通関士試験科目の一部免除申請の方法

## 2. 初めて試験科目の一部免除申請を行う方

申請書は受験者本人が作成します。証明書は受験者本人が従業した**通関業者・官庁等が作成**したものがが必要です。押印は不要です。受験者本人が作成したものは受付できません。受験者の転職等により証明者が複数者になる場合は、証明書が複数枚になることもあります。



受験票への切手貼付は不要です。

返信用封筒の切手貼付をお忘れなく。

※試験科目の一部免除申請の後、返信用封筒にて「受験票A片」と「通関士試験科目の一部免除通知書」が受験者へ郵送されます。